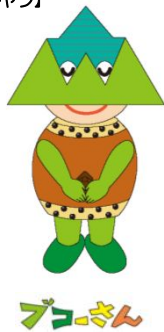


# 地域の助け合いの心が あなたを災害から守ります！

-避難行動要支援者の登録をしましょう!!-

【町のゆるキャラ】



町では、災害時に高齢者や障がい者など自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」の方々を災害時のみならず日頃から地域で見守り、助け合うまちづくりを進めています。

このたび、「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、下記のとおり「避難行動要支援者」の登録を進めております。

制度の目的をご理解いただき、町民皆様のご協力をお願いします。

## ◆避難行動要支援者とは…◆

支援が必要な在宅の方で、かつ家族等の支援が得られず、次の①から⑦までのいずれかに該当する方

- ①介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）を有する方
- ③75歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- ④妊産婦、乳幼児
- ⑤難病患者
- ⑥日本語の理解が十分ではない在住外国人等
- ⑦その他、①から③に準じる状態の方で、特に災害時の支援が必要と認められる方

## ◆登録をすると…（支援内容）◆

地域支援者とともに、支援機関（区、自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防団等）や関係機関（消防署、警察署等）へ登録したことを事前に連絡しておくことにより、個別計画の作成など災害時に円滑に避難できるようにするとともに、日頃からの声かけなど避難行動要支援者の皆さんを地域全体で見守っていきます。

## ◆登録をするには…◆

登録希望の有無を確認するために、**民生委員やケアマネージャーが訪問**することがあります。

登録を希望される方は、**登録申請書に必要事項を記入して民生委員やケアマネージャーに提出**してください。

民生委員やケアマネージャーが訪問しない場合は、役場健康づくり課（☎25-0116）にお問い合わせください。

## ◆地域支援者とは…◆

避難行動要支援者の意向等により、**災害時の避難、安否確認や日頃の見守りなどの支援をお願いします**方です。

地域支援者としては、**ご近所の顔なじみの方が最適**です。

支援にあたっては、任意の協力で行われるもので、責任を伴ったり、過度の見守りをお願いするものではありません。

## ◆個人情報◆

この制度に携わる人には**守秘義務**があり、個人情報の漏えいがないよう**厳重に管理**し、この制度以外の目的には**使用しません**。